

(仮称) 戸田市犯罪被害者等支援条例 (素案) の概要

1 制定の趣旨と目的

戸田市では、犯罪のない安心して暮らせる地域社会を実現するため、市、市民や団体、関係行政機関が緊密な連携を図りながら協働による犯罪のないまちづくりを推進しています。

しかしながら、日々の生活においては予期しない犯罪に巻き込まれてしまうこともあり、その被害者やその家族（以下「犯罪被害者等」という。）は、事件後も長く続く恐怖や様々な生活上の困難により、社会的に孤立してしまうこともあります。また、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、周囲の人々のうわさ若しくは中傷、マスメディアの報道等によるプライバシーの侵害、精神的な苦痛などの二次的な被害を受けることも少なくありません。

このため、戸田市では、犯罪を抑止する取組を推進する一方、犯罪に巻き込まれてしまった犯罪被害者等が平穏な生活を早期に取り戻すことができるよう、平成16年12月に制定された「犯罪被害者等基本法」第5条に規定する「地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」との趣旨を踏まえ、犯罪被害者等支援の目的や理念を共有し、地域全体で支援活動を推進していくための条例を制定することといたしました。

この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

2 定義

この条例における用語の意義は、以下のとおりとします。

- (1) 犯罪等とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいいます。
- (2) 犯罪被害者等とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいいます。
- (3) 関係機関等とは、国、埼玉県、警察その他の関係機関並びに犯罪被害者等の支援を行う公共的団体及び民間の団体をいいます。
- (4) 市民等とは、市内に居住し、滞在し、通勤し、又は通学する者及び市内において組織する団体をいいます。

3 基本理念

犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、被害の状況及び原因、日常生活への影響その他の事情に応じ、適切に途切れることなく行われるものとしします。

また、犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう行われるとともに、犯罪被害者等の支援に関する個人情報の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行うものとしします。

4 市の責務

市は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、及び実施する責務を有するものとします。

また、市は、犯罪被害者等を支援する施策が円滑に実施されるよう、関係機関等との連携協力を図るものとします。

5 市民等の責務

市民等は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するものとします。

また、市民等は、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策の趣旨を理解し、これに協力するよう努めるものとします。

6 相談及び情報の提供等

市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとします。

また、市は、犯罪被害者等の支援を総合的に行うための窓口を設置するものとします。

7 市民等の理解の増進

市は、犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等の支援の重要性等について市民等の理解を深めるため、情報の提供、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとします。

8 民間支援団体への支援

市は、犯罪被害者等の支援活動を行う民間の団体に対し、その活動の促進を図るため、活動に必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援を行うものとします。

9 意見の聴取

市は、市が実施する犯罪被害者等の支援が適切に実施されるよう、犯罪被害者等及び関係機関等から意見を聴くものとします。

10 人材の育成

市は、犯罪被害者等が適切な支援を受けられるよう、相談、情報の提供その他の犯罪被害者等の支援を担う人材を育成するため、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとします。

11 施行日

この条例は、平成29年12月1日から施行予定です。